

神奈川県国民保護計画素案（案） 新旧対照表

項目	頁	変更（案）	現行				
用語集 2 機関名 等		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="349 300 674 938">指定行政機関</td> <td data-bbox="674 300 1216 938"> <p>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>原子力規制委員会</u>、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省</p> </td> </tr> </table>	指定行政機関	<p>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>原子力規制委員会</u>、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1238 300 1563 986">指定行政機関</td> <td data-bbox="1563 300 2080 986"> <p>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>原子力安全・保安院</u>、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省</p> </td> </tr> </table>	指定行政機関	<p>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>原子力安全・保安院</u>、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省</p>
指定行政機関	<p>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>原子力規制委員会</u>、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省</p>						
指定行政機関	<p>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>原子力安全・保安院</u>、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省</p>						
第1編 第3章 3	7	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1)～(5)(略)</p> <p>(6)神奈川県労働局</p> <p><u>ア 工場等事業場における労働災害防止の指導・援助</u></p> <p><u>イ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助</u></p> <p><u>ウ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助</u></p> <p><u>エ 被災者の雇用対策</u></p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1)～(5)(略)</p> <p>(6)神奈川県労働局 被災者の雇用対策</p>				

		<p>(7)関東農政局 <u>ア 武力攻撃災害時における応急用食料の調達・供給に関する事務</u> イ 農業関連施設の応急復旧 (8)～(15)(略) (16)第三管区海上保安本部(横浜海上保安部、川崎海上保安署、横須賀海上保安部、湘南海上保安署) ア～エ(略) オ 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 (17)(18)(略)</p>	<p>(7)関東農政局(神奈川農政事務所) <u>ア 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</u> イ 農業関連施設の応急復旧 (8)～(15)(略) (16)第三管区海上保安本部(横浜海上保安部、川崎海上保安署、横須賀海上保安部、湘南海上保安署) ア～エ(略) オ 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 (17)(18)(略)</p>
第1編 第3章 5	8 9	<p>5 指定公共機関 (1)日本赤十字社 <u>ア 医療救護</u> <u>イ 外国人の安否調査</u> <u>ウ 救援物資の備蓄及び配分</u> <u>エ 武力攻撃災害時の血液製剤の供給</u> <u>オ その他の救援</u> (2)～(4)(略) (5)東京ガス(株) (6)(7)(略) (8)内航海運事業者((略)近海郵船(株)) (9)(略) (10)電気通信事業者((略)(株)NTTドコモ(略)) (11)放送事業者(日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・アン</p>	<p>5 指定公共機関 (1)日本赤十字社 <u>ア 救助への協力</u> <u>イ 救助に関する団体、個人による協力活動の連絡調整</u> <u>ウ 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</u> (2)～(4)(略) (5)東京瓦斯(株) (6)(7)(略) (8)内航海運事業者((略)、近海郵船物流(株)) (9)(略) (10)電気通信事業者((略)(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、(略)) (11)放送事業者(日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・ア</p>

		<p>ド・コミュニケーションズ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送)</p> <p>(略)</p> <p>(12)(略)</p> <p>(13) <u>日本郵便(株)</u></p> <p>(略)</p>	<p>ンド・コミュニケーションズ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送)</p> <p>(略)</p> <p>(12)(略)</p> <p>(13) <u>郵便事業(株)</u></p> <p>(略)</p>
第1編 第3章 6	9 10	<p>6 指定地方公共機関</p> <p>(1) (公社)神奈川県医師会、(一社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県薬剤師会、(公社)神奈川県看護協会、(独)神奈川県立病院機構</p> <p>ア 医療助産等救護活動の実施</p> <p>イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3) ガス事業者(厚木瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、秦野瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株)、<u>(公社)神奈川県LPガス協会</u>)</p> <p>ア 施設の整備及び点検</p> <p>イ 被災地に対する燃料供給の確保</p> <p>ウ 被災施設の応急復旧</p> <p>(4) (一社)神奈川県バス協会</p> <p>避難住民の運送の確保</p> <p>(5) 鉄道事業者((略)、<u>(株)横浜シーサイドライン</u>)</p> <p>(6) (一社)神奈川県トラック協会</p> <p>緊急物資の運送の確保</p> <p>(7)(略)</p>	<p>6 指定地方公共機関</p> <p>(1) (社)神奈川県医師会、(社)神奈川県歯科医師会、(社)神奈川県薬剤師会、(社)神奈川県看護協会、(独)神奈川県立病院機構</p> <p>ア 医療助産等救護活動の実施</p> <p>イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3) ガス事業者(厚木瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、秦野瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株))</p> <p>ア 施設の整備及び点検</p> <p>イ 被災地に対する燃料供給の確保</p> <p>ウ 被災施設の応急復旧</p> <p>(4) (社)神奈川県バス協会</p> <p>避難住民の運送の確保</p> <p>(5) 鉄道事業者((略)、<u>横浜新都市交通(株)</u>)</p> <p>(6) (社)神奈川県トラック協会</p> <p>緊急物資の運送の確保</p> <p>(7)略</p>
第1編 第4章 1	12	<p>1 地理的特徴</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 海岸線</p>	<p>1 地理的特徴</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 海岸線</p>

本県は、東京湾と相模湾に面しており、海岸線延長は、平成 20 年 3 月 31 日現在、42 万 5,639メートルとなっている。

(3) 気象

(略)

風向きは、10 月から 3 月は北から、7 月と 8 月は南からの風が多い。

年平均気温	<u>15.8</u>
最高気温	<u>30.6</u>
最低気温	<u>2.3</u>
年間日照時間	<u>1964.4</u> 時間
年間降水量	<u>1,688.6</u> ミリメートル
年平均風速	<u>3.5</u> ミリメートル(毎秒)
年最多風向	北

(昭和 56 年～平成 22 年(30 年間)平均値、横浜地方
気象台データ)

本県は、東京湾と相模湾に面しており、海岸線延長は、平成 19 年 3 月 31 日現在、42 万 8,618メートルとなっている。

(3) 気象

(略)

風向きは、10 月から 3 月は北から吹いてくることが多く、7 月と 8 月は南から吹いてくることが多い。

年平均気温	<u>16.1</u>
最高気温	35.0
最低気温	-0.5
年間降水量	<u>1,919.0</u> ミリメートル

(平成 20 年、横浜地方気象台データ)

第 1 編
第 4 章
2

12

2 社会的特徴

(1) 人口及び人口分布

本県の人口は、平成 25年 7月 1日現在、907万 9,363人(男 454万 4,042人、女 453万 5,321人)で、全国人口の約 7 パーセントを占め、東京都に次いで全国第 2 位となっている。

2 社会的特徴

(1) 人口及び人口分布

本県の人口は、平成 20年 10月 1日現在、895万 6,804人(男 451万 7,558人、女 443万 9,246人)で、全国人口の約 7 パーセントを占め、東京都に次いで全国第 2 位となっている。

人口密度は、1平方キロメートル当たり 3,758 人で、東京都、大阪府に次いで全国第3位の人口過密県となっている。

地域別の人口分布状況（総人口に占める割合）は、次のとおりである。

横浜地域	<u>370万 1,712</u> 人（ <u>40.8</u> パーセント）
川崎地域	<u>144万 5,742</u> 人（ <u>15.9</u> パーセント）
県央地域	<u>156万 3,303</u> 人（ <u>17.2</u> パーセント）
湘南地域	<u>129万 3,127</u> 人（ <u>14.2</u> パーセント）
横須賀三浦地域	<u>72万 1,717</u> 人（ <u>7.9</u> パーセント）
県西地域	<u>35万 3,762</u> 人（ <u>3.9</u> パーセント）

また、平成 22 年国勢調査の結果では、昼間人口は 825万 4,193 人、夜間人口は 904万 8,331 人となっており、昼夜間人口比率は 91.2 である。

県内の市町村のうち、昼夜間人口比率が 100 以上となっているのは、6 市区町（横浜市西区、横浜市中区、箱根町、中井町、川崎市川崎区、厚木市の順）で、最も高いのは横浜市西区の 179.7 となっている。

さらに、他県を従業地・通学地として本県から流出している人口は、109万 8,907 人（うち通勤 96万 5,793 人、通学 13万 3,114 人）、本県を従業地・通学地として他県から流入している人口は、30万 4,769 人（うち通勤 25万 5,128 人、通学 4万 9,641 人）で、流出超過人口は 79万 4,138 人となっている。

13

人口密度は、1平方キロメートル当たり 3,708 人で、東京都、大阪府に次いで全国第3位の人口過密県となっている。

地域別の人口分布状況（総人口に占める割合）は、次のとおりである。

横浜地域	<u>365万 1,428</u> 人（ <u>40.8</u> パーセント）
県央地域	<u>139万 270</u> 人（ <u>15.5</u> パーセント）
県央地域	<u>154万 2,492</u> 人（ <u>17.2</u> パーセント）
湘南地域	<u>127万 8,886</u> 人（ <u>14.3</u> パーセント）
横須賀三浦地域	<u>73万 4,066</u> 人（ <u>8.2</u> パーセント）
西湘地域	<u>24万 7,545</u> 人（ <u>2.8</u> パーセント）
足柄上地域	<u>11万 2,117</u> 人（ <u>1.3</u> パーセント）

また、平成 17 年国勢調査の結果では、昼間人口は 790万 5,219 人、夜間人口は 875万 3,034 人となっており、昼夜間人口比率は 90.3 である。

県内の市町村のうち、昼夜間人口比率が 100 以上となっているのは、7 市区町（横浜市西区、横浜市中区、箱根町、中井町、川崎市川崎区、厚木市、平塚市の順）で、最も高いのは横浜市西区の 198.8 となっている。

さらに、他県を従業地・通学地として本県から流出している人口は、114万 3,167 人（うち通勤 100万 2,452 人、通学 14万 715 人）、本県を従業地・通学地として他県から流入している人口は、29万 5,352 人（うち通勤 24万 5,356 人、通学 4万 9,996 人）で、流出超過人口は 84万 7,815 人となっている。

(削除)

(2) 土地

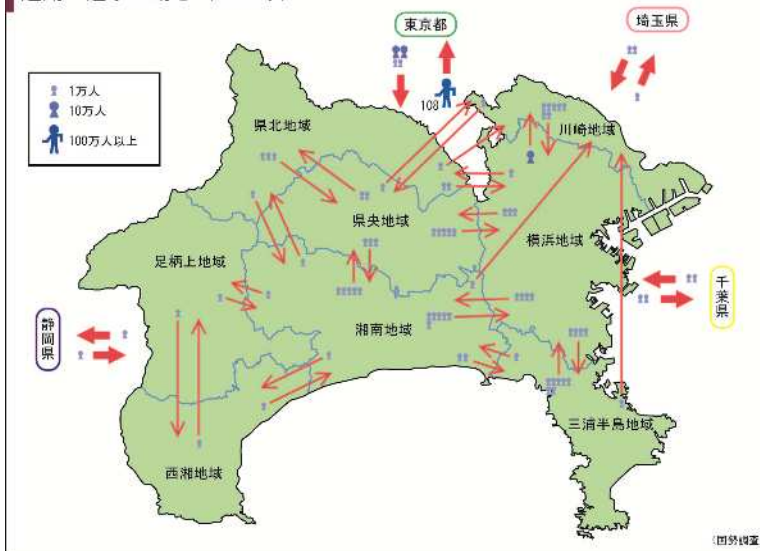
本県の面積は、平成 24 年 10 月 1 日現在、24 万 1,586 ヘクタールで、全国総面積の約 0.64 パーセントを占め、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次いで、全国で 5 番目に狭い県となっている。

県の総面積のうち都市計画区域は、19 万 9,683 ヘクタールで、県の総面積の 82.7 パーセントとなっている。このうち、市街化区域面積は、9 万 3,339 ヘクタールで、県の総面積の 38.6 パーセントとなっている。

(3) 市町村

県内には、平成 25 年 4 月 1 日現在、19 市 13 町 1 村があり、そのうち、指定都市は、横浜市、川崎市及び相模原市の 3 市、中核市（地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市を

通勤・通学の動き (2005年)



(2) 土地

本県の面積は、平成 20 年 10 月 1 日現在、24 万 1,584 ヘクタールで、全国総面積の 0.64 パーセントを占め、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次いで、全国で 5 番目に狭い県となっている。

県の総面積のうち都市計画区域は、19 万 9,663 ヘクタールで、県の総面積の 82.6 パーセントとなっている。このうち、市街化区域面積は、9 万 3,228 ヘクタールで、県の総面積の 38.6 パーセントとなっている。

(3) 市町村

県内には、平成 22 年 4 月 1 日現在、19 市 13 町 1 村があり、そのうち、指定都市は、横浜市、川崎市及び相模原市の 3 市、中核市（地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市

	<p>いう。)は、横須賀市の1市、特例市(地方自治法第252条の26の3第1項の特例市をいう。)は、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市の5市となっている。</p> <p>また、平成<u>25</u>年4月1日現在、保健所設置市(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市をいう。以下同じ。)は、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市の5市となっている。</p> <p>(4) 交通</p> <p>ア 道路</p> <p>本県には、高速自動車国道2路線をはじめ、一般国道19路線、主要地方道58路線(県道48路線、市道10路線)、県道123路線、市町村道等があり、その総延長は、平成<u>24</u>年4月現在、2万<u>5,522</u>キロメートルである。</p> <p>(略)</p> <p>イ 鉄道</p> <p>県内の鉄道は、平成<u>25</u>年3月31日現在、JRが13路線、延長311.1キロメートル、駅数110駅、私鉄が<u>23</u>路線、延長<u>300.6</u>キロメートル、駅数235駅、横浜市営地下鉄が<u>3</u>路線、延長53.4キロメートル、駅数40駅であり、平成<u>23</u>年度における県内各駅の1日平均合計乗車人員は約<u>736</u>万人となっている。</p> <p>また、1日平均乗車人員が15万人を超える駅は、横浜駅(106万4,041人)、川崎駅(24万2,520人。京急川崎駅を含む。)、武蔵小杉駅(19万6,997人)、藤沢駅(19万4,096人)、登戸駅(15万2,492人)となっている(平成<u>23</u>年度)。</p> <p>(略)</p> <p>(5)(略)</p>	<p>をいう。)は、横須賀市の1市、特例市(地方自治法第252条の26の3第1項の特例市をいう。)は、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市の5市となっている。</p> <p>また、平成<u>22</u>年4月1日現在、保健所設置市(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市をいう。以下同じ。)は、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市の5市となっている。</p> <p>(4) 交通</p> <p>ア 道路</p> <p>本県には、高速自動車国道2路線をはじめ、一般国道19路線、主要地方道58路線(県道48路線、市道10路線)、県道123路線、市町村道等があり、その総延長は、平成<u>20</u>年4月現在、2万<u>5,239</u>キロメートルである。</p> <p>(略)</p> <p>イ 鉄道</p> <p>県内の鉄道は、平成<u>20</u>年3月31日現在、JRが13路線、延長311.1キロメートル、駅数110駅、私鉄が<u>22</u>路線、延長<u>296.3</u>キロメートル、駅数235駅、横浜市営地下鉄が延長53.4キロメートル、駅数40駅であり、平成<u>18</u>年度における県内各駅の1日平均合計乗車人員は約<u>710</u>万人となっている。</p> <p>また、1日平均乗車人員が15万人を超える駅は、横浜駅(105万30人)、川崎駅(23万1,006人)、武蔵小杉駅(18万8,757人)、藤沢駅(18万1,437人)となっている(平成<u>18</u>年度)。</p> <p>(略)</p> <p>(5)(略)</p>
	14	
		15

	<p>(6) 観光客 (略)</p> <p>なお、平成 24 年中に本県を訪れた観光客の推計延人数は、1 億 7,348 万 4 千人で、そのうち、日帰り観光客の推計延人数は 1 億 5,926 万 1 千人、宿泊観光客の推計延人数は 1,422 万 3 千人となっている。</p> <p>(7) 在日米軍施設</p> <p>本県には、平成 25 年 1 月 1 日現在、日米安全保障条約第 6 条に基づく地位協定により、アメリカ合衆国軍隊が使用している提供施設（いわゆる米軍基地）が 14 か所あり、その面積は約 2,084 万平方メートルで、県の総面積の約 1 パーセントを占めている。なお、多くの施設が、人口の密集した市街地に位置している。</p> <p>また、県内の在日米軍施設には、駐留軍等労働者が、平成 25 年 1 月 31 日現在、9,037 人在籍しており、その数は全国（2 万 5,490 人）の約 35.5 パーセントを占め、全国第 1 位となっている。</p> <p>(略)</p> <p>(8)(略)</p> <p>(9)(略)</p> <p>(10)(略)</p>	<p>(6) 観光客 (略)</p> <p>なお、平成 19 年中に本県を訪れた観光客の推計延人数は、1 億 6,999 万 4 千人で、そのうち、日帰り観光客の推計延人数は 1 億 5,637 万 7 千人、宿泊観光客の推計延人数は 1,361 万 6 千人となっている。</p> <p>(7) 在日米軍施設</p> <p>本県には、平成 21 年 12 月 1 日現在、日米安全保障条約第 6 条に基づく地位協定により、アメリカ合衆国軍隊が使用している提供施設（いわゆる米軍基地）が 14 か所あり、その面積は約 2,080 万平方メートルで、県の総面積の約 1 パーセントを占めている。なお、多くの施設が、人口の密集した市街地に位置している。</p> <p>また、県内の在日米軍施設には、駐留軍等労働者が、平成 21 年 10 月 31 日現在、9,211 人在籍しており、全国（2 万 5,900 人）の 35.6 パーセントを占め、全国第 1 位となっている。</p> <p>(略)</p> <p>(8)(略)</p> <p>(9)(略)</p> <p>(10)(略)</p>
<p>第 2 編 第 1 章 第 1 1</p>	<p>19 1 県の各局における平素の業務</p> <p>県の各局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。</p> <p>(1) 政策局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>在日米軍との連絡調整に関すること。</u> ・ <u>非常通信体制の整備（コンピュータ及びネットワークの運営に係るもの）に関すること。</u> 	<p>1 県の各局における平素の業務</p> <p>県の各局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。</p> <p>(新規)</p>

	<p>・ <u>情報収集・提供体制の整備（コンピュータ等による情報通信手段の整備・運営に係るもの）</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 総務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常通信体制の整備（災害時優先電話の確保）に関する<u>こと。</u> ・ 情報収集・提供体制の整備（固定電話等の情報通信手段の整備・運営に係るもの）に関する<u>こと。</u> <p>(3) 安全防災局 (略)</p> <p>(4) 県民局 (略)</p> <p>(5) 環境農政局 (略)</p> <p>(6) 保健福祉局 (略)</p> <p>(7) <u>産業労働局</u> (略)</p> <p>(8) 県土整備局 (略)</p> <p>(9) 企業局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>給水区域内のライフライン施設（上水道）</u>の機能の確保に関する<u>こと。</u> <p>(略)</p>	<p>(1) 総務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>在日米軍との連絡調整</u>に関する<u>こと。</u> ・ <u>非常通信体制の整備（コンピュータ及びネットワークの運営に係るもの）</u>に関する<u>こと。</u> ・ <u>情報収集・提供体制の整備（コンピュータ等による情報通信手段の整備・運営に係るもの）</u>に関する<u>こと。</u> ・ 非常通信体制の整備（災害時優先電話の確保）に関する<u>こと。</u> ・ 情報収集・提供体制の整備（固定電話等の情報通信手段の整備・運営に係るもの）に関する<u>こと。</u> <p>(2) 安全防災局 (略)</p> <p>(3) 県民局 (略)</p> <p>(4) 環境農政局 (略)</p> <p>(5) 保健福祉局 (略)</p> <p>(6) <u>商工労働局</u> (略)</p> <p>(7) 県土整備局 (略)</p> <p>(8) 企業局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ライフライン施設（上水道）</u>の機能の確保に関する<u>こと。</u> <p>(略)</p>
--	---	--

		<p>(10)教育委員会 (略) (11)警察本部 (略)</p>	<p>(9)教育委員会 (略) (10)警察本部 (略)</p>																
<p>第2編 第1章 第1 2</p>	<p>21</p>	<p>2 県における体制の整備 (1) 24時間即応体制の確立 (略) イ 幹部職員の即時参集体制 安全防災局幹部職員が県庁周辺の待機宿舎等において待機体制をとる。 (略) (2) 県の体制及び職員の配備基準 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事態認定前</td> <td>非常配備体制</td> <td>事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき</td> <td>安全防災局は、情報収集活動に、各局総務室及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制</td> </tr> </tbody> </table>	区分	体制	配備基準	配備内容	事態認定前	非常配備体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	安全防災局は、情報収集活動に、各局総務室及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制	<p>2 県における体制の整備 (1) 24時間即応体制の確立 (略) イ 幹部職員の即時参集体制 安全防災局幹部職員が県庁周辺の職員公舎等において待機体制をとる。 (略) (2) 県の体制及び職員の配備基準 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事態認定前</td> <td>非常配備体制</td> <td>事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき</td> <td>安全防災局は、情報収集活動に、各局企画調整課及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制</td> </tr> </tbody> </table>	区分	体制	配備基準	配備内容	事態認定前	非常配備体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	安全防災局は、情報収集活動に、各局企画調整課及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制
区分	体制	配備基準	配備内容																
事態認定前	非常配備体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	安全防災局は、情報収集活動に、各局総務室及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制																
区分	体制	配備基準	配備内容																
事態認定前	非常配備体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	安全防災局は、情報収集活動に、各局企画調整課及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制																

			危機管理対策本部体制	国民保護対策本部設置に準じた全局による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、必要な対策を実施する体制			危機管理対策本部体制	国民保護対策本部設置に準じた全局による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、必要な対策を実施する体制	
		事態認定後	本部未設置	非常配備体制	情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	安全防災局は、情報収集活動に、各局総務室及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な国民保護措置が実施できる体制		本部未設置	非常配備体制	情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	安全防災局は、情報収集活動に、各局企画調整課及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な国民保護措置が実施できる体制
				危機管理対策本部体制	国民保護対策本部設置に準じた全局による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、国民保護措置を実施する体制			危機管理対策本部体制	国民保護対策本部設置に準じた全局による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、国民保護措置を実施する体制

				国民保護対策本部設置の通知を受けたとき	原則として、職員全員を動員し、国民保護措置を実施する体制				国民保護対策本部設置の通知を受けたとき	原則として、職員全員を動員し、国民保護措置を実施する体制
				本部設置					本部設置	
第2編 第1章 第2 3	24	3 他 ³ の都道府県との連携 (1)(略) (2)(略) (3) 警察災害派遣隊の充実・強化 県警察は、他の都道府県警察と連携して、 <u>警察災害派遣隊</u> が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を行うとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。				3 他 ³ の都道府県との連携 (1)(略) (2)(略) (3) <u>広域緊急援助隊</u> の充実・強化 県警察は、他の都道府県警察と連携して、 <u>広域緊急援助隊</u> が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を行うとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。				
第2編 第1章 第3 1	26	1 県における通信体制の整備等 県は、武力攻撃事態等における <u>警報や避難措置の指示等</u> が迅速かつ確実に通知・伝達されるように、 <u>緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）</u> 、 <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u> 、 <u>防災行政通信網等</u> の整備等を <u>的確に行い</u> 、関係機関との <u>情報受伝達手段の確保</u> を図る。 (略)				1 県における通信体制の整備 県は、武力攻撃事態等において <u>円滑に国民保護措置を実施</u> するために、 <u>防災行政通信網の整備等</u> により、 <u>関係機関との情報伝達手段の確保</u> を図る。 (略)				

<p>第 2 編 第 1 章 第 3 節 4</p>	<p>26</p>	<p>4 市町村における通信の確保</p> <p>市町村は、武力攻撃事態等における警報等情報の受伝達を迅速かつ確実にできるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、防災行政通信網等の整備等を的確に行い、各種通信手段の活用のための体制の整備等に努めるものとする。</p>	<p>4 市町村における通信の確保</p> <p>市町村は、武力攻撃事態等における警報等情報の受伝達を迅速かつ確実にできるよう、各種通信手段の活用のための体制や設備の整備又は整備の促進を図るよう努めるものとする。</p>
<p>第 2 編 第 2 章 2</p>	<p>31 32</p>	<p>2 避難及び救援に関する調整</p> <p>(1) 近隣都県との調整</p> <p>県は、広域的避難における主要な避難経路及び県の区域を越える避難住民の対応について、近隣都県とあらかじめ調整を行う。なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合には、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、県は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第 13 条に基づき、事務の委託を行うものとする。</p> <p>(2)～(4)(略)</p> <p>(5) 大規模集客施設及び旅客輸送関連施設との調整</p> <p>県は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設について、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるように必要な対策をとる。</p>	<p>2 避難及び救援に関する調整</p> <p>(1) 近隣都県との調整</p> <p>県は、広域的避難における主要な避難経路及び県の区域を越える避難住民の対応について、近隣都県とあらかじめ調整を行う。</p> <p>(2)～(4)(略)</p> <p>(新規)</p>
<p>第 2 編 第 2 章 3</p>	<p>32</p>	<p>3 運送の確保に関する体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運送経路の把握等</p> <p>県は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、防災のための緊急輸送道路を参考にし、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。</p>	<p>3 運送の確保に関する体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運送経路の把握等</p> <p>県は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、防災のための緊急交通路を参考にし、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。</p>

		(略) (3)(略)	(略) (3)(略)
第2編 第4章 1	37	第4章 生活基盤の確保に関する平素からの備え 1 <u>県におけるライフライン施設の機能の確保</u> (略)	第4章 生活基盤の確保に関する平素からの備え 1 ライフライン施設の機能の確保 (略)
第3編 第5章 3	61 62 63	3 救援の内容 (1)、(2)(略) (3)食品の給与及び飲料水の提供 ア 飲料水の供給活動 (ア)(略) (イ)県は、県営水道について、応急飲料水の確保に努め、 <u>災害用指定配水池における応急給水を支援する。</u> <u>(ウ)(削除)</u> <u>(ウ)(略)</u> イ(略) ウ 食品の調達・集積・配分・供給活動 (ア)、(イ)(略) (ウ)知事は、調達が困難な場合は、 <u>農林水産省</u> に対し 政府所有米穀等の <u>供給</u> を依頼するなど、国等に支援 を要請する。また、必要に応じて、防衛大臣に対し 自衛隊の部隊等の派遣による炊飯等を要請する。 (エ)、(オ)(略) (4)~(9) (10)死体の搜索及び処理 ア(略) イ 死体の処理	3 救援の内容 (1)、(2)(略) (3)食品の給与及び飲料水の提供 ア 飲料水の供給活動 (ア)(略) (イ)県は、県営水道について、応急飲料水の確保に努め、 <u>指定配水池における応急給水を支援する。</u> <u>(ウ)県は、市町村と連携し、応急給水を行う。</u> (エ)(略) イ(略) ウ 食品の調達・集積・配分・供給活動 (ア)、(イ)(略) (ウ)知事は、調達が困難な場合は、 <u>関東農政局神奈 川農政事務所</u> に対し政府所有米穀等の <u>販売</u> を依頼 するなど、国等に支援を要請する。また、必要に 応じて、防衛大臣に対し自衛隊の部隊等の派遣に よる炊飯等を要請する。 (エ)、(オ)(略) (4)~(9) (10)死体の搜索及び処理 ア(略) イ 死体の処理

	65	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 所轄警察署は、<u>検視・調査等</u>及び医師による検案が終了し、(略)</p> <p>(略)</p> <p>(11)(略)</p>	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 所轄警察署は、<u>見分・検視</u>及び医師による検案が終了し、(略)</p> <p>(略)</p> <p>(11)(略)</p>
第 3 編 第 6 章 1	68	<p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県警察の通知</p> <p>県警察は、死体の<u>検視・調査等</u>、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県警察の通知</p> <p>県警察は、死体の<u>見分</u>、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>
第 3 編 第 7 章 第 2 2	77	<p>2 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>県は、<u>国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、防災基本計画(原子力災害対策編)及び地域防災計画(原子力災害対策計画)に定められた措置を講ずることを原則とする。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑み、特に以下の点に留意するとともに、状況に応じて対処を行うものとする。</u>また、併せて生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置を講ずる。</p> <p>(削除)</p>	<p>2 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>県は、<u>原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合、次に掲げる措置を講ずる。また、併せて生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置を講ずる。</u></p> <p>(1) <u>地域防災計画(原子力災害対策編)等に準じた措置の実施</u></p> <p>県は、<u>国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の</u></p>

77 ~ 78	<p>(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び応急対策の公示等</p> <p>ア 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報については、<u>防災基本計画（原子力災害対策編）及び地域防災計画（原子力災害対策計画）の定め</u>の例により行う。</p> <p>(削除)</p> <p>イ 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。</p> <p>ウ 県は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、知事は、必要に応じ、市町村長に対し</p>	<p><u>原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を実施する。</u></p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>ア 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は指定行政機関の長から通知を受けたときは、<u>周辺市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。</u></p> <p>イ 知事は、<u>モニタリングポスト（放射線観測装置）による把握及び消防機関、県警察等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる指定行政機関の長に通報し、受信確認を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用発電用原子炉等にあつては、経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣）</u> ・ <u>試験研究用原子炉等にあつては、文部科学大臣（事業所外運搬に起因する場合にあつては、文部科学大臣及び国土交通大臣）</u> <p>ウ 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。</p> <p>エ 県は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を</p>
------------	--	---

	<p>て、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。</p> <p>(2) モニタリングの実施</p> <p><u>県によるモニタリングの実施については、状況に応じ、防災基本計画（原子力災害対策編）及び地域防災計画（原子力災害対策計画）の定め例により行う。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>(3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携</p> <p>ア 県は、国の現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、<u>防災基本計画（原子力災害対策編）及び地域防災計画（原子力災害対策計画）の定め例により同協議会と必要な連携を図る。なお、国の現地対策本部は原則として緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に設置されるが、被害の状況又は武力攻撃の</u></p>	<p>行うとともに、知事は、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。</p> <p>(3) モニタリングの実施</p> <p>ア <u>県は、通報を受けたときは、平時の原子力災害のための平常時モニタリング（監視、観測）を強化し、その結果を取りまとめ、国の対策本部、文部科学省、経済産業省及び国土交通省（さらに国の現地対策本部が設置された場合は国の現地対策本部）に連絡するとともに、平時の原子力災害のための緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。</u></p> <p>イ <u>県は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、オフサイトセンター（原子力災害時に応急対策の拠点となる施設）等に派遣した職員に対し連絡する。</u></p> <p>ウ <u>県は、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報の整理を行う。</u></p> <p>(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携</p> <p>ア 県は、国の現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。</p>
--	---	--

78 ~ 79	<p>排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置される。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 国への措置命令の要請等</p> <p>(略)</p> <p>(5) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>知事は、<u>安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、防災基本計画(原子力災害対策編)及び地域防災計画(原子力災害対策計画)の定め</u>の例により行う。</p> <p>(6) 食料品等による被ばくの防止</p> <p>知事は、<u>必要に応じ、飲食物等の摂取制限等の措置について、防災基本計画(原子力災害対策編)及び地域防災計画(原子力災害対策計画)の定め</u>の例により行う。</p> <p>(7) 要員の安全の確保</p> <p>(略)</p> <p>(8) 市町村における武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>市町村は、<u>武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、防災基本計画(原子力災害対策編)及び地域防災計画(原子力災害対策計画)の定めと同様の措置を実施することを原則とする。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に活動体制の整備及び確立、モニタリング(監視、観測)の実施等に留意するものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(5) 国への措置命令の要請等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>知事は、<u>安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、関係市町村と連携して、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(7) 食料品等による被ばくの防止</p> <p>知事は、<u>国の対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行う。この場合において、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施して、流通等への影響に配慮する。</u></p> <p>(8) 要員の安全の確保</p> <p>(略)</p> <p>(9) 市町村における武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>市町村は、<u>武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、地域防災計画(原子力災害対策)の定めと同様の措置を実施することを原則とする。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に活動体制の整備及び確立、モニタリング(監視、観測)の実施等に留意するものとする。</u></p>
---------	---	--

<p>第 3 編 第 7 章 第 3 6</p>	<p>83 ~ 84</p>	<p>6 消防に関する措置等 (1) 消防に関する措置等 ア(略) イ 県警察による被災者の救助等 県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する<u>警察災害派遣隊</u>の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。 (2)(略)</p>	<p>6 消防に関する措置等 (1) 消防に関する措置等 ア(略) イ 県警察による被災者の救助等 県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する<u>広域緊急援助隊</u>の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。 (2)(略)</p>
<p>第 3 編 第 10 章 2</p>	<p>88 ~ 89</p>	<p>2 避難住民等の生活安定等 (1)(略) (2)(略) (3) <u>雇用</u>状況の把握と雇用の確保 県は、神奈川労働局等の国の機関と連携し、被災者等の<u>雇用</u>状況の把握に努めるとともに、(略) (4)(略)</p>	<p>2 避難住民等の生活安定等 (1)(略) (2)(略) (3) <u>就労</u>状況の把握と雇用の確保 県は、神奈川労働局等の国の機関と連携し、被災者等の<u>就労</u>状況の把握に努めるとともに、(略) (4)(略)</p>
<p>第 3 編 第 10 章 3</p>	<p>91</p>	<p>3 生活基盤等の確保 (1)(略) (2)(略) (3) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保 (略) ウ (公社)神奈川県医師会、(一社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県薬剤師会、(公社)神奈川県看護協会及び(独)神奈川県立病院機構は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するために必要な措置を講ずるものとする。 (略)</p>	<p>3 生活基盤等の確保 (1)(略) (2)(略) (3) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保 (略) ウ (社)神奈川県医師会、(社)神奈川県歯科医師会、(社)神奈川県薬剤師会、(社)神奈川県看護協会及び(独)神奈川県立病院機構は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するために必要な措置を講ずるものとする。 (略)</p>

第 3 編 第 12 章 3	94	<p>3 赤十字標章等の交付及び管理</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 知事は、次の医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、あらかじめ定めた基準に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関である指定地方公共機関 ・ 県内で医療を行うその他の医療機関及び医療関係者 	<p>3 赤十字標章等の交付及び管理</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 知事は、次の医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、あらかじめ定めた基準に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関である指定地方公共機関 ・ 県内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者
第 4 編 第 1 章 1	96	<p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等</p> <p>(略)これらの被害状況等を把握するとともに、<u>二次災害を含めた被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に</u>緊急の復旧を行う。</p>	<p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等</p> <p>(略)これらの被害状況等を把握するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に<u>応急の復旧</u>を行う。</p>
第 4 編 第 1 章 3	97	<p>3 輸送路の確保に関する応急の復旧等</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 県は、他の道路管理者の管理する道路についても、速やかに被害の状況を把握し、当該道路管理者と連携して<u>緊急輸送道路</u>の優先確保を行う。</p> <p>ウ(略)</p> <p>(3)(略)</p>	<p>3 輸送路の確保に関する応急の復旧等</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 県は、他の道路管理者の管理する道路についても、速やかに被害の状況を把握し、当該道路管理者と連携して<u>緊急輸送路</u>の優先確保を行う。</p> <p>ウ(略)</p> <p>(3)(略)</p>
(以下略)			